

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海田町は、児童扶養手当の支給に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

広島県海田町長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>海田町は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭(ひとり親家庭等)に対して、児童扶養手当認定請求書等の届出により、支給要件を満たす者に対して、児童扶養手当証書を作成し通知する。</p> <p>また、児童扶養手当現況届により、支給要件の確認を行い、継続認定の可否を確認する。</p> <p>番号法の別表に基づいて、海田町は、児童扶養手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	1 児童扶養手当管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

(1)児童扶養手当管理情報ファイル(児童扶養手当管理システムDB)

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第9条第1項 別表の56の項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	(省令における情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161の項 (省令における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども課
②所属長の役職名	こども課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 福祉保健部 こども課 電話:082-823-9227 ファックス:082-823-9627
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 福祉保健部 こども課 電話:082-823-9227 ファックス:082-823-9627
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </div>
いつ時点の計数か	平成27年2月18日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 </div>
いつ時点の計数か	平成27年2月18日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </div>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバーを取り扱う際は、本人からのマイナンバーの取得を徹底し、複数人で確認している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、鍵付きの保管庫に入れて保管するなど、海田町情報セキュリティポリシーを順守している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87の項) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(116の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第19条第1号第2号第3号第4号第5号、第35条第2号、第36条第1号第2号口、第44条第1号第2号第3号第4号第5号</p> <p>※別表第二の13、16、30、47、116の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(57の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第13号 (別表第二省令における情報提供の根拠) :第19条第1号第2号第3号第4号第5号、第44条第1号第2号第3号第4号第5号 ※別表第二の30の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特別給付(同法附則第二条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第40条 ※別表第二の75の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87の項) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(116の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第10条の3、第12条、第19条第1号第2号第3号第4号第5号、第26条の2、第35条第2号、第36条第1号第2号口、第44条第1号第2号第3号第4号第5号、第59条の2</p> <p>※別表第二の30の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(57の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第13号 (別表第二省令における情報提供の根拠) :第19条第1号第2号第3号第4号第5号、第44条第1号第2号第3号第4号第5号 ※別表第二の30の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特別給付(同法附則第二条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第40条 ※別表第二の75の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p>	事後	別表第二の13の項、16の項、47の項、116の項に対応する別表第二省令公布後の変更
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計算か	2015/2/18	2019/4/1	事前	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計算か	2015/2/18	2019/4/1	事前	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども課課長 森川 雅枝	こども課長	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更による
令和2年9月23日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第29号第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号</p>	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第29号第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号</p>	事後	省令が公布されたことによる追記
令和2年9月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87の項) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(116の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第19条第1号第2号第3号第4号第5号、第35条第2号、第36条第1号第2号口、第44条第1号第2号第3号第4号第5号</p> <p>※別表第二の13、16、30、47、116の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(57の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第31号</p>	<p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、57、64、65、87の項) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(106、116の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第10条の3、第12条第1号ル、第19条第1号第2号第3号第4号第5号、第31条第1号第2号第3号第4号第5号第6号、第35条第2号、第36条第1号イ、ロ第2号イ、ロ、第44条第1号第2号第3号第4号第5号、第53号第1号ト、第59号の二の二第1号ヌ</p> <p>※別表第二の30、47の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(57の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第40号</p>	事後	省令が公布されたことによる追記
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	番号法の一部改正により、同法第19条(特定個人情報の提供の制限)の規定について、号ずれが生じたことによる修正。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月20日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第10条の3、第12条第1号ル、第19条第1号ル第2号第3号第4号第5号、第31条第1号ニ第2号第3号第4号第5号第6号、第35条第2号、第36条第1号イ、ロ第2号イ、ロ、第44条第1号ル第2号第3号第4号第5号、第53条第1号ト、第59条の二の二第1号ヌ (別表第二省令における情報照会の根拠) :第40条	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第10条の3、第12条第1号ル、第19条第1号ル第2号第3号第4号第5号第6号、第31条第1号ニ第2号第3号第3の2号第3の3号第4号第5号第6号第7号、第35条第2号、第36条第1号イ、ロ第2号イ、ロ、第44条第1号ル第2号第3号第4号第5号第6号、第53条第1号ト、第59条の二の二第1号ヌ (別表第二省令における情報照会の根拠) :第31条	事後	
令和5年9月7日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、57、64、65、87、106、116の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第10条の3、第12条第1号ル、第19条第1号ル第2号第3号第4号第5号第6号、第31条第1号ニ第2号第3号第3の2号第3の3号第4号第5号第6号第7号、第35条第2号、第36条第1号イ、ロ第2号イ、ロ、第44条第1号ル第2号第3号第4号第5号第6号、第53条第1号ト、第59条の二の二第1号ヌ ※別表第二の30、47の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第10条の3、第12条第1号ル、第19条第1号ル第2号第3号第4号第5号第6号、第26条の2、第35条第2号、第36条第1号イ、ロ第2号イ、ロ、第44条第1号ル第2号第3号第4号第5号第6号、第53条第1号ト、第59条の2の2第1号ヌ ※別表第二の30の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定		
令和5年9月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒736-8601 広島県安芸郡海田町上市14番18号 海田町役場 福祉保健部 こども課 電話:082-823-9227 ファックス:082-823-9627	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 福祉保健部 こども課 電話:082-823-9227 ファックス:082-823-9627	事後	令和5年9月19日の役場庁舎移転後の変更
令和6年4月26日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第10条の3、第12条第1号ル、第19条第1号ル第2号第3号第4号第5号第6号、第26条の2、第35条第2号、第36条第1号イ、ロ第2号イ、ロ、第44条第1号ル第2号第3号第4号第5号第6号、第53条第1号ト、第59条の2の2第1号ヌ	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第10条の3、第12条第1号ヲ、第19条第1号ル第2号第3号第4号第5号第6号、第26条の2、第35条第3号、第36条第1号ハ第2号ハ、第44条第1号ル第2号第3号第4号第5号第6号、第53条第1号チ、第59条の2の2第1号ル	事後	省令の一部改正に伴う修正
令和6年5月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	海田町は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭(ひとり親家庭等)に対して、児童扶養手当認定請求書等の届出により、支給要件を満たす者に対して、児童扶養手当証書を作成し通知する。 また、児童扶養手当現況届により、支給要件の確認を行い、継続認定の可否を確認する。 番号法の別表第二に基づいて、海田町は、児童扶養手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	海田町は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭(ひとり親家庭等)に対して、児童扶養手当認定請求書等の届出により、支給要件を満たす者に対して、児童扶養手当証書を作成し通知する。 また、児童扶養手当現況届により、支給要件の確認を行い、継続認定の可否を確認する。 番号法の別表に基づいて、海田町は、児童扶養手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	番号法の改正に伴う修正
令和6年5月27日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の37の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第29条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の56の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第29条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号	事後	番号法の改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) : 第10条の3、第12条第1号ヲ、第19条第1号ル第2号第3号第4号第5号第6号、第26条の2、第35条第3号、第36条第1号ハ第2号ハ、第44条第1号ル第2号第3号第4号第5号第6号、第53条第1号チ、第59条の2の2第1号ル</p> <p>※別表第二の30の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの」が含まれる項(57の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) : 第31条</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日 デジタル庁・総務省令第9号)(以下、省令)</p> <p>(番号法別表における情報提供及び情報照会の根拠) 56の項</p> <p>(省令における情報提供の根拠) : 省令第2条の表の17、20、42、89、90、125、141、155、161の項及び第19条、第22条、第44条、第91条、第92、第127条、第143条、第157条、第163条</p> <p>(省令における情報照会の根拠) : 省令第2条の表の81の項及び第83条</p>	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	海田町は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	海田町は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	字句の修正
令和7年9月1日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・番号法第9条第1項 別表の56の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・別表省令第29条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)</p> <p>・番号法第9条第1項 別表の56の項</p>	事前	システム標準化に伴う再実施
令和7年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日 デジタル庁・総務省令第9号)(以下、省令)</p> <p>(番号法別表における情報提供及び情報照会の根拠) 56の項</p> <p>(省令における情報提供の根拠) : 省令第2条の表の17、20、42、89、90、125、141、155、161の項及び第19条、第22条、第44条、第91条、第92、第127条、第143条、第157条、第163条</p> <p>(省令における情報照会の根拠) : 省令第2条の表の81の項及び第83条</p>	<p>(省令における情報提供の根拠)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161の項</p> <p>(省令における情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項</p>	事前	システム標準化に伴う再実施
令和7年9月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目の追加	事後	新様式に伴う変更